

介護保険・一般施策サービス利用までの流れ

介護保険申請

- ・ 市役所 2 階 介護保険担当窓口
- ・ 地域包括支援センター（申請代行）
- ・ 居宅介護支援事業者（申請代行）

介護保険制度に関する詳しいご案内は、高齢者支援室で配布している「ハートページ」をご覧ください（市ホームページからもご覧いただけます）。

認定調査・意見書

認定調査— 調査員が自宅等を訪問し、全国共通の基準により、心身の状態を調査します。

意見書— 市から主治医の先生に、病気の状態などをまとめた医学的な見地からの意見書の作成を依頼します。

認定審査

調査内容や意見書などをもとに、どのくらいの支援や介護が必要であるかを審査判定します。

認定結果が…

要支援・要介護の方

- * 介護保険サービス利用
(必要に応じて・・・)
- * 一般施策サービス利用

一部の一般施策サービスは
介護保険未申請の方も
ご利用いただけます
(P97 参照)

非該当の方

- (必要に応じて・・・)
- * 一般施策サービス利用

* 総合事業の利用

〔基本チェックリストにより
事業対象に該当した場合〕

- * 一般介護予防事業の利用